

趣旨説明

考古学・文化財資料とデータの公開・利用を考える

－社会的価値の増大を目指して－

野口 淳

(考古形態測定学研究会)

1. なぜ資料とデータの公開・利用を考えるのか?

「データサイエンス・サロン」でなぜこのテーマを取り上げるのか? データサイエンスのアプローチは、データが利用できなければ意味をなさないからです。

これまで、データの利用可能性、流通と共有・公開については、技術的側面と運用の枠組みについて言及してきました(野口 2019, 2020a)。また本サロンでも、とくに3Dデータに関して2019年5月の第1回で取り上げました(仲林 2019)。利用可能なデータが公開され流通していること、すなわちオープンデータ、オープンアクセスは、方法の可視化を通じて研究の再現性を担保するオープンメソドロジーとあわせて、専門家研究者だけでなく広く一般市民の包摂を目指すオープンサイエンスの基幹をなすものです(Marwick/野口・高田・Yanase訳 2020)。

日本の考古学は埋蔵文化財調査保護体制の拡充とともに膨大な量のデータを蓄積してきました(高田 2019a, b)。しかしそれらは、流通・利用されなければ〈価値〉を生み出しません。蓄積・保存されるだけで〈価値〉があるという考え方もあるでしょう。しかし十分な量の水があっても、それが大気・地表・海洋を循環せず、氷河・氷床として蓄積固定されると地球の環境は寒冷化・乾燥化してしまうように、蓄積・保存されるだけのデータは社会にあらたな知識やアイデアを提供する源泉とならないのです¹⁾。

逆に利用可能なデータが適切な公開され流通しているなら、データサイエンスのアプローチはより多くの成果を生み出し、社会にあらたな〈価値〉を提供し続けることができるでしょう。

なおデータの流通の必要性とどのように行なわれるべきかについては、基調報告で阿児雄之が取り上げることになっています(本予稿集 pp.12~17)。

2. 公開・利用を妨げているものはなにか?

2020年9月のデータサイエンス・サロンonline第2回では「考古学・文化財資料の3D計測の意義を考える」をテーマに多様な関係者による意見交換を行ないました²⁾。そこでは、技術・手段・方法や目的と意義について様々な立場からの見解を提示していただき議論が展開しましたが、その中で、3D計測の実施および取得したデータの公開・利用をめぐる課題が議論の焦点となりました。この問題は「社会的制度的受容をめぐる課題」として指摘してきたところです(野口 2020b)。

しかし専門家の受容や著作権・知的財産権(数藤 2019、仲林 2020)といった問題の前景

に、専門家研究者とそれ以外の 3D 計測者の間にアクセスの格差が存在していることがより大きな問題として浮上しました。これは SNS 上で提起されていたところですが³⁾、サロンにおいても注目を集め、結果として「3D 計測の意義」に対してネガティブなイメージを抱くことになった参加者も少なくなかったようです⁴⁾。

SNS 上では、非専門家（考古学・文化財等の研究者ではない）からは仕方がないという諦観とともに疑問も提示されました。



nonaka-ko @nonaka_ko · 5月7日
RT 3Dスキャン始めたての頃、埴輪スキャンしてもいいですか?で博物館に突撃して、“著作権ガー”と言われてから 埴輪スキャンのための博物館アプローチしないなあ。

0 15 15

(https://twitter.com/nonaka_ko/status/1258351817584345090?s=20)



大西さん @2012apocalypse · 6月15日
あるある過ぎて泣いた...。°('Δ`°)°。



fuji @fuji_3DCG · 6月15日
自分は、フォトグラした土器やら土偶を掲載してもいいですか?で市役所に突撃したら、それは我々(文化財課)がやることなのでやらないで下さい。公開はしないで下さい。許可できません。と言われた。
入場無料、撮影OK、SNS投稿OK、でもフォトグラしたデータを閲覧のみの設定でも公開NG... 😱 twitter.com/nonaka_ko/stat...

0 1 1 7 1

(<https://twitter.com/2012apocalypse/status/1272538323475525632?s=20>)



fuji @fuji_3DCG · 6月15日
返信先: @2012apocalypseさん
あるあるなんですね！！！
少し傷が癒えましたw
どう言った理由なら許可してくれるのかも教えてもらえず、諦めました...(-_-)

0 1 1 2 1

(https://twitter.com/fuji_3DCG/status/1272541121218899968?s=20)



ほね @honeride · 6月16日
返信先: @fuji_3DCGさん
やはり文化財は許可取るのが難しいのでしょうか?
色々とフォトグラして、一度の撮影でいけると思ったら日光東照宮もチャレンジしてみようかと思っていました
文化財となると殺生石園地(撮影済)も許可おりないかもしれませんね
色々な方に興味を持ってもらうのにはいい手段だと思うのですが

0 1 1 1 1

(<https://twitter.com/honeride/status/1272547040275214336?s=20>)

さすがにこれは問題ありと見て、文化財行政にも関わる専門家から指摘が入りました。

Acsi_Nakabajasi @nakabajasi · 6月16日
当事者間の事とはいえ、市役所の職員が法的根拠のない単なるお願いを「許可しない」などと言ってしまうと、市民の方に対して虚偽の説明をしたことになり、言い間違えたでは済まない話だと個人的には感じました。

fuji @fuji_3DCG · 6月15日
自分は、フォトグラした土器やら土偶を掲載してもいいですか？で市役所に突撃したら、それは我々(文化財課)がやることなのでやらないで下さい。公開はしないで下さい。許可できません。と言われた。

入場無料、撮影OK、SNS投稿OK、でもフォトグラしたデータを閲覧のみの設定でも公開NG... twitter.com/nonaka_ko/stat...

1 22 31

(<https://twitter.com/nakabajasi/status/1272569587788181504?s=20>)

石井淳平 @ishijunpei · 6月16日
このような物言いをする担当者はいそうですね。文化財に対して万能の権限をもつたと勘違いしているのでしょうか。

Acsi_Nakabajasi @nakabajasi · 6月16日
当事者間の事とはいえ、市役所の職員が法的根拠のない単なるお願いを「許可しない」などと言ってしまうと、市民の方に対して虚偽の説明をしたことになり、言い間違えたでは済まない話だと個人的には感じました。 twitter.com/fuji_3DCG/stat...

1 9 14

(<https://twitter.com/ishijunpei/status/1272637877239738369?s=20>)

なおここでは3D写真計測に関して取り上げていますが、以前から、博物館展示資料の写真撮影やSNS投稿をめぐっても同様の問題提起があり、その積み重ねの上に撮影・投稿を可とする施設も増えはじめているところです。この点については、千葉 肇も論点提示で取り上げます（本予稿集 pp.25～26）⁵⁾。

現状では、データの公開・共有、流通と利用の障壁となるような対応が現場で起こっています。そしてそれは、明確な意思による拒絶と言うよりも、知識や理解の不足にもとづく戸惑いや後ろ向きな反応が多いかもしれません。

atsushi_noguchi @fujimicho · 6月16日
返信先: @ishijunpeiさん
「専門家」の肩書でアプローチするので「許可」を得やすい立場から見ると、そのような権限を持っていると勘違いしている以上に、3D計測の申請にどう対処してよいか分からぬが故の困惑した反応が多いのではと感じています。判断できず、上長に説明できず→じゃあ不許可、もあるのかも...

1 4 7

(<https://twitter.com/i/events/1272663917374828545>)

吉田屋遠古洞 @bow1965 · 6月16日
返信先: @fujimichoさん, @ishijunpeiさん
前例がない場合は上司の判断を仰ぐ。上司は上になればなるほど「新しい試み」の有用性を理解できない。そんなところでしょうか。

0 1 3 ↑

(<https://twitter.com/bow1965/status/1272670889922842624?s=20>)

3. 何をどのように取り組むべきなのか?

このような後ろ向きな反応は、問題として取り上げられ改善すべきであることは間違いないでしょう。しかし必要なのは、指弾し断罪することではありません。こうした現状の背景には、インターネットとコミュニケーションツールの発展普及、それにともなう著作権等への理解の深化が急速に進んでいること、それに対して教育課程を終えた（と見なされる）担当業務従事者（文化財行政担当者や博物館学芸員等）がキャッチアップする機会が乏しいこともあるでしょう。本サロンでは、そのような機会を提供することを目指しています。

今回は、「考古学・文化財資料とデータの公開・利用」というテーマについて日頃発信を重ねている「論客」とも言えるパネラーのみなさんに、**データの流通、著作権、条例・規則、公有財産、公務員の裁量権**を切り口として、それぞれ論点の提示をいただきます。これが、参加される（またはこの予稿・記録集を読まれる）みなさんにとて、知識や考え方のフレームを拡げ、より良い対応を取るための足掛かりとなることを願ってやみません。

なお議論を整理するため、基本的に対象資料自体には著作権のない／消滅している、近世以前の考古学資料を中心とした文化財を俎上とします。ただし派生する著作権・知的財産権については議論の対象となるでしょう。

4. 議論のフレームワーク

さらにもう少し、議論を進める上で基礎、定點を共有しておきたいと思います。

この問題の利害関係者は基本的に、考古学・文化財資料の**1. 収蔵管理者**と、**2. 利用者**に区分して定義できると考えます。両者が重複する場合もありますが、後述のとおり**1**の性格を有する場合は、すべて**1**に含めます。

また論点の階層を、国や地域・共同体と言った範囲を超えて広く共有されるべき**A. 理念・理想**の階層、それを国・地域のレベルで実行可能にするための**B. 法・制度**の階層、そして現実社会における実践とそれに対する反応によってかたちづくられる**C. 慣習・慣行や組織ごとの規則**の階層を整理して区分します。このうち**A・B**は論争の余地の（ほとんど）ない、参考すべきフレームです。従って議論の主たる対象は**C**になるでしょう。その際に、経験や感情ではなく、**A・B**に依拠しつつ主張を展開するように留意したいと思います。

このように整理した時、おそらく**A**の階層で利害関係の対立はほぼ無いと言えるでしょう。UNESCO憲章⁶⁾とICOM規約⁷⁾と職業倫理規定⁸⁾、そして文化財保護法と博物館法に則り、収蔵管理者は資料・データの公開と共有を図り、利用者はそれを享受して新しい知識やアイデアを創出し社会的〈価値〉を生み出すでしょう。これが考古学・文化財資料とデータの公開・利用の理念であり理想です。このほか、日本では現状で官民データ活用推進基本法の対

象としてデータの公開と共有・利用が行なわれるべきという理念もあることを付記しておきます（阿児、石井論考も参照）。

しかし UNESCO「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」⁹⁾や ICOM 職業倫理規定、文化財保護法、博物館法などが示す通り、公開と共有・利用は無条件・無制限に行なわれるのではなく、対象となる資料（文化財・文化遺産）の保護が図られなければなりません。このため利用に制限が課せられる場合が生じます。

ここで重要なのは、公開と共有・利用と保護のための制限は対立する事項のように見えますが、前者は後者に支障を来たさない限り行われるべき原則であり、後者は対象と条件が明示される例外だと言う点です。ほかに、資料が著作権等により保護されるべき場合や、取り扱いに注意を要する個人情報・機微情報を含む場合、他者の権利・利益を侵害する場合なども利用制限が考慮されるべきでしょう。しかしこれらも、包括的に制限の対象になるということではなく、やはり対象と条件が明示される必要があるでしょう。

そして利用者は、そうした利用制限について考慮し受容する必要がありますが、基本的な調整は収蔵・管理者が行なうべきでしょう。つまり、資料の保護に支障がないか、著作権等の権利が侵害されないか等々の調査と調整は、収蔵・管理者において行われるべきということです。とくに公的機関・組織においては、それを措いて、保護に支障がある「かもしれない」、権利侵害のおそれがある「かもしれない」と包括的に利用制限を行なうべきではありません。同じく、対象や条件についても、その根拠を客観的かつ明示的に提示すべきです。

多くの場合、考古学・文化財資料の所蔵管理者は公的な機関や組織です。そしてそれらの所蔵管理を事実上、排他的・独占的に行なっています。排他的・独占的であることは、上掲の UNESCO 憲章や勧告、関連する国内法規が根拠を与えています。したがって所蔵管理者と利用者の間で利害関係が生じた時、前者は圧倒的な優位に立つことになります。競争的な市場が形成されている時、利用制限に不満・不利益を感じる利用者は他の提供者を選択することが可能ですが、考古学・文化財資料についてはそうはありません。利用者は、自らの目的のためには不利益を受容しなければならないのです。このような非対称な関係性の中で、「利用条件・制限に納得できないならば利用しなければよい」という姿勢を取ることがあるとしたら、それは所蔵管理者の専横と受け取られても仕方ないでしょう。

加えて機関・施設ごとに応じてのばらつきがある現状は、特定の地域・自治体の居住者が多くの不利益を被ることになりかねません。こうした不平等も改善される必要があるでしょう。この点については、各パネラーから詳しい提示が行なわれることになります。

5. 本質的な問題の探求と課題の解決に向けて

ここでは、議論の定点を追加しておきたいと思います。それは、現状運用されている規則や慣習・慣行が上記のような検討により不適当であると判断されるときの対応です。それらは適切なものに修正・改善されるべきですが、同時に、なぜそのような規則、慣習・慣行が成立したのか、その本質について問うことも必要です。

たとえば機関・施設のキャパシティにもとづき精一杯の対応をしているという現状もあるでしょう。予算や人員など厳しい運営事情を鑑みるに、理念・理想はあくまで理念・理想に過ぎないという声を無視するのも難しいところがあります。しかし一方で、それは所蔵管理

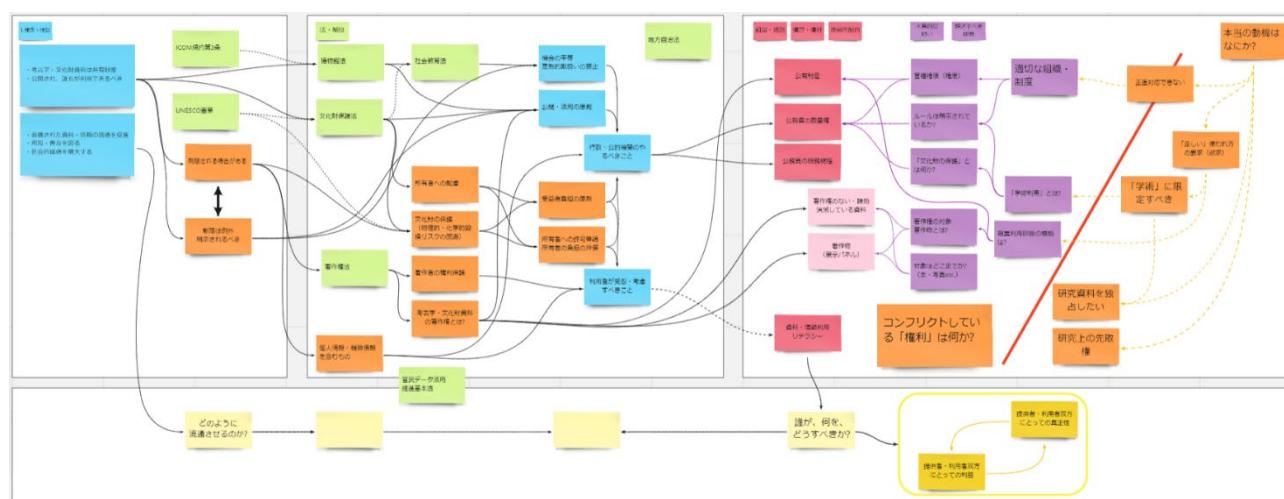
者における内部事情です。議論しているのは所蔵管理者と利用者の利害の対立の解消なので、前者の内部事情を後者が一方的に受容すべきという結論は適切ではないでしょう。少なくとも過程においては受容すべきかもしれません、改善の時期や方法が明示される必要があるでしょう。

さらに掘り下げる、そこには収蔵・管理者の立場からの「本当の動機」が潜んでいるかもしれません（顕わになっていることもあります）。「学術的利用に限る」「専門家・研究者に限る」「営利目的利用の禁止」「SNS 投稿の禁止」などがなぜ謳われているのか、所蔵管理者サイドはいま一度、その背景または深層を考えてみる必要があるのではないか？そこに表面化していない「本当の動機」は潜んでいませんか？

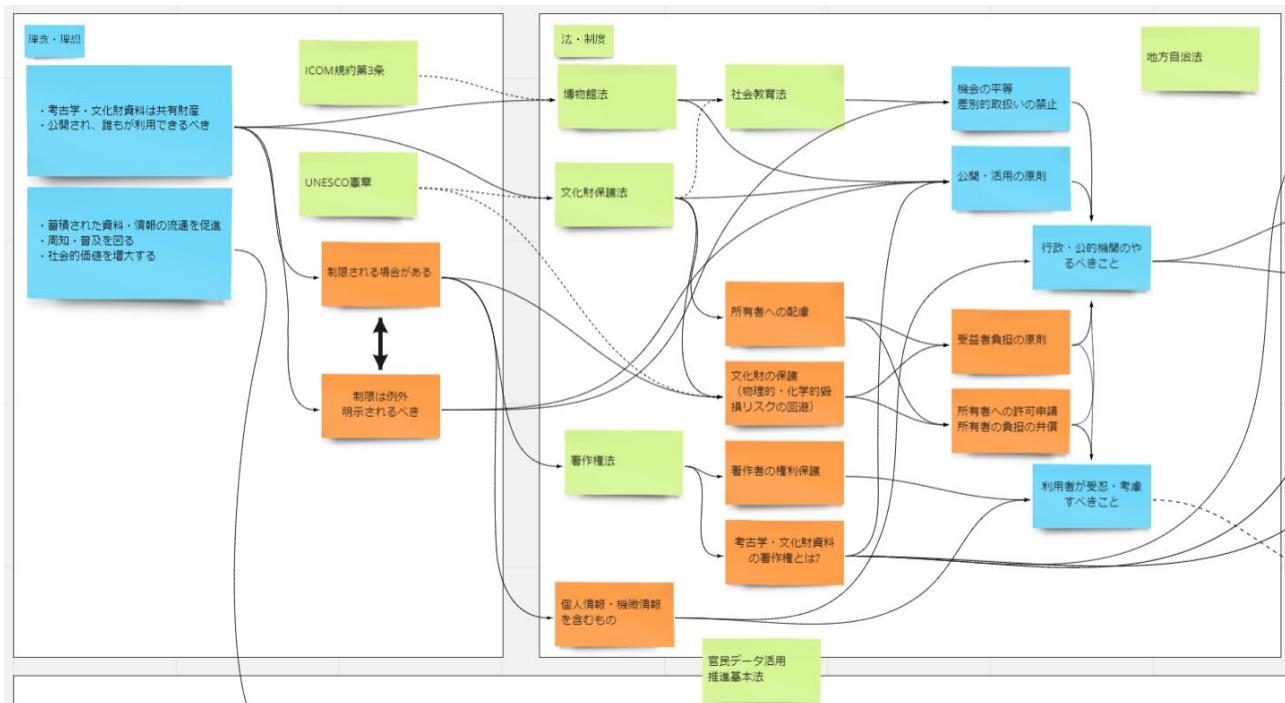
たとえば学術利用への限定や利用者を所属や資格で限定することの背後には、「学術資料」は専門家研究者のみが取り扱うべきであるという発想がありますか？取り扱いに知識や技術が必要なデリケートな資料について制限が加えられることは、保護のために必要です。しかしそうであるなら対象は限定され明示できるはずです。許可申請に包括的な条件として加えられているとしたら、その動機はなんですか？

また営利目的利用や SNS 投稿の禁止はなぜ必要なのですか？それは所蔵管理者、あるいは第三者の利益を侵害していますか？所蔵管理者が管理する施設や財産を利用して営利行為を行う場合は当然、制限や禁止の対象となります。利用者が自ら取得・作成した画像等を利用する権利は利用者自らに帰するものです。そこには「不適切な利用」を避けたいという予防的な観点だけでなく、考古学・文化財資料の取り扱われ方は「こうあるべきだ」という考え方があるのではないか？そのような考えを個人が抱くことは自由ですが、それを非対称な関係性のもとで事実上強制するような権限の根拠はありますか？

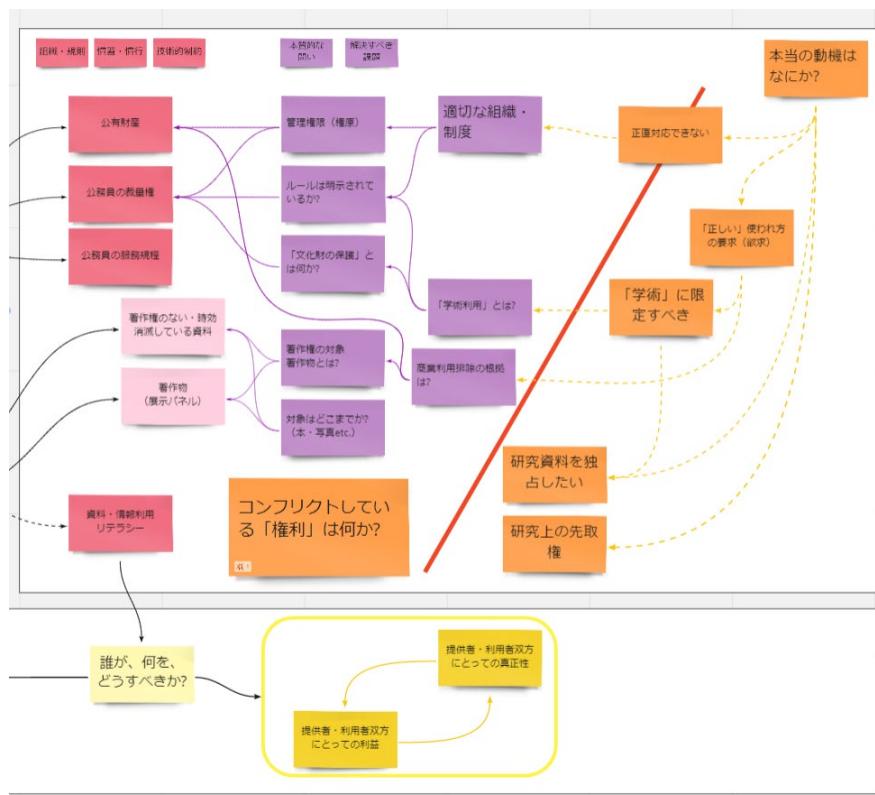
所蔵管理者と利用者の利害の対立には、法・制度と現場におけるその運用の実状だけでなく、関わる人や組織の「考え方」、「本当の動機」が要因となっているものもあるでしょう。したがって表面的な制度や運用の変更ではなく、こうした「本当の動機」こそ解決すべき課題である事例も少なくないと思われます。今回の討論では、その掘り下げまで到達することを目指したいと思います。



議論のフレームワーク (2020/12/11 暫定版) 全体



議論のフレームワーク（2020/12/11 暫定版）理念・理想の階層と法・制度の階層



議論のフレームワーク（2020/12/12 暫定版）

慣習・慣行や組織ごとの規則の階層+本質的な問い合わせと解決すべき課題

注

- 1) 「考古学資料の考古遺物化とは」Twitter モーメント

(2020年12月12日閲覧：<https://twitter.com/i/events/1149551974716624896>)

- 2) 予稿・資料集公開版準備中（2020/12/11現在）
- 3) たとえば「「文化財3D計測の「許可」ってどうなってるの？」Twitterモーメント（2020年12月11日閲覧：<https://twitter.com/i/events/1272663917374828545>）
- 4) 参加者アンケートの集計結果は本予稿集 pp.##～##に収録。
- 5) 「博物館資料の撮影について」Togetter
(2020年12月11日閲覧：<https://togetter.com/li/1634998>)
- 6) <https://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm>
- 7) https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_regulations.pdf (2017年6月改訂版)
- 8) https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_rinri.pdf (2004年10月改訂版)
- 9) <https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387190.htm>

引用参考文献等

阿児雄之 2019 「Information Logisticsを基底に学術資料や文化資源を見つめ続ける」学術野営2019（発表資料）（https://researchmap.jp/ta_niiyan/presentations/11996064）

阿児雄之 2020 「提言4：デジタル・アーカイブの観点から」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロンonline #02 考古学・文化財資料3D計測の意義を考える 予稿集』

石井淳平 2020 「博物館職員が文化財情報の利用を制限する前に考えておくべきリスク」Medium
<https://medium.com/@junpei9/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E8%81%B7%E5%93%A1%E3%81%8C%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B2%A1%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%81%AE%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%92%E5%88%B6%E9%99%90%E3%81%99%E3%82%8B%E5%89%8D%E3%81%AB%E8%80%83%E3%81%88%E3%81%A6%E3%81%8A%E3%81%8F%E3%81%B9%E3%81%8D%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF-43fb616a76a>

岩村孝平 2020 「無味無臭だからこそ可能な3次元データの利活用」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロンonline #02 考古学・文化財資料3D計測の意義を考える 予稿集』

数藤雅彦 2019 「発掘調査報告書のウェブ公開と文化財の3Dデータに関する著作権の諸問題」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』奈良文化財研究所研究報告第21冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/6889>)

高田祐一 2019a 「デジタル技術を活用した発掘調査報告書のアクセス性向上の試行」『日本考古学協会第85回総会研究発表要旨』pp.164-165

高田祐一 2019b 「報告書のデータ量を推計する」『文化財の壇』7: 4-5

高田祐一 2020 「提言5：知的財産権・著作権の観点から」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロンonline #02 考古学・文化財資料3D計測の意義を考える 予稿集』

仲林篤史 2019 「埋蔵文化財・史跡整備における3Dの活用と公開について」『第1回考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン予稿集』

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7015>)

仲林篤史 2020 「三次元データの公開に伴う著作権等の整理」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用2』奈良文化財研究所研究報告第24冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7260>)

野口 淳 2019 「考古学・埋蔵文化財行政と情報処理—ストックとフローの観点から—」『日本考古学協会第 85 回総会研究発表要旨』 pp.156-157

野口 淳 2020a 「発掘調査報告書とデータの公開利用」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 2』 奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7259>)

野口 淳 2020b 「三次元データの可能性—活用と課題—」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 2』 奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7262>)

福島幸宏 2020 「文化財情報を真の公共財とするために」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 2』 奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7247>)

fuji 2020 「提言 6：〈一般愛好家の観点から〉 地域住民と行政が協力するデジタルアーカイブ活動」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える 予稿集』

Marwick, B./野口 淳・高田祐一・P. Yanase 訳 2020 「考古学における研究成果公開の動向—データ管理・方法の透明性・再現性—」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 2』 奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7242>)

※引用掲載したツイートのスクリーンショットは、すべて 2020/12/10 に取得した。